

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

1. 学校園における感染症対策

①健康観察

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼びかけを行います。
- ・児童生徒等の健康状態を継続的に把握します。(毎日の体温チェックや健康観察表の提出は不要)

②換気の確保

- ・換気扇を活用するなどして、引き続き常時換気に努めます。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターや HEPA フィルタ付き空気清浄機の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保します。

③手洗い等の手指衛生

- ・外から教室等に入る時やトイレの後、給食(昼食)の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導します。

④清掃・消毒

- ・日常的な清掃により清潔な空間を保ちます。(清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要)

⑤その他

- ・「感染リスクが比較的高い学習活動(※)」を実施する際には、近距離での向かい合っただけの大声による発声をできるだけ控えるなどの配慮を行います。

※児童生徒が対面形式となるグループワーク、合唱、調理実習、組み合ったり接触したりする運動など

2. マスクの取り扱い 【令和5年4月1日からの取り扱いと変更なし】

- ・学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とします。
 - 〔※例外的にマスクの着用が推奨される場面
 - ・登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合
 - ・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合 など〕
- ・様々な事情により感染を不安に感じたり、マスクを着用した生活が長くなる中で「マスクを外したくない」と思う児童生徒等の心情面に配慮し、マスクの着脱を強いることがないようにします。ただし、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクを外すことについて引き続き徹底します。
- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行います。
- ・咳やくしゃみの際には、咳エチケット(※)を行うようにします。
(※咳などをやる際に、ハンカチや袖などを使って、口や鼻をおさえること。)

3. 児童生徒等が新型コロナウイルス感染症に感染された場合等の対応

- ・児童生徒等が感染された場合、発症した後5日が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまでの間、登校園できません。(出席停止)
※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ・同居の家族等が感染された場合で、児童生徒等本人に症状がない場合は登校園できます。ただし、体調には十分に注意し、少しでも普段と異なる症状がある場合は無理をせず、休養するようにしてください。

4. その他

- ・今後の感染拡大状況によっては、状況に応じたより強い感染症対策を行うことがあります。

担当：神戸市教育委員会事務局学校支援部健康教育課学校保健係